

教師になった者を対象とした返還免除制度のご案内(修士課程・専門職学位課程)

大学院修士課程又は専門職学位課程において第一種奨学金の貸与を受ける学生で、以下の要件に該当した上で、教員採用選考試験に合格し、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」の教育枠(教師になった者を対象とした返還免除制度)が創設されました。条件を満たした対象者は、申請期間に申請を行い、認定された場合、全額返還免除されます。

該当する見込みで、第一種奨学金の貸与を受けていない方は、在学採用春の募集期間中の申請をご検討ください。

1. 対象となる要件

- 教師になった者を対象とした返還免除制度(以下、教員免除)において免除対象となる奨学金は、修士課程又は専門職学位課程在籍中に貸与を受けた第一種奨学金のみです。
※第二種奨学金及び学士課程で貸与を受けた第一種奨学金は返還免除の対象にはなりません。
- 修士課程又は専門職学位課程において、教職課程を履修し専修免許状を取得していること。
- 修士課程又は専門職学位課程において、学校等での実習を必須とする、教職認定を受けている科目を1単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね30時間以上経験していること。
【本学において対象となる授業科目】
「学校インターンシップ専修Ⅰ」、「学校インターンシップ専修Ⅱ」、「教職専門実習A」、「教職専門実習B」
※学校インターンシップ専修Ⅰ、Ⅱについては、2025年度から教職課程認定を受けるため、2024年度以前に取得した単位は教員免除の対象にはなりませんのでご注意ください。
- 教員採用選考等に合格し、大学院修了の翌年度から正規教員として採用予定であり、翌年度(4月1日時点)に正規教員として在職すること。
※臨時任用や非常勤講師は教員免除の対象にはなりません。任期の定めのない常勤の教員が対象です。
- 対象となる正規教員の学校種別は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園です。

2. 申請の流れ

- ①修士課程又は専門職学位課程において、第一種奨学金の貸与が終了する年度の1月下旬から2月に実施する「特に優れた業績による返還免除制度」に申請する。
※教員免除の要件を満たす場合も貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除制度」に申請を行わないと返還免除を受けることはできません。また貸与終了年度以外には申請する機会はありません。
- ②翌年度4月1日時点で正規教員として入職したことを示す在籍証明書等を大学に提出する。
- ③7月頃に日本学生支援機構による返還免除者の決定及び結果が通知される。

～ 教師になった者を対象とした返還免除制度リンク集 ～

- ◆[教員になった者に対する奨学金の返還免除制度\(教員免除\) | JASSO](#)
- ◆[教師になった者に対する奨学金返還支援に関する関連通知等 | 文部科学省](#)
- ◆[特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除申請について | Science Tokyo](#)